令和８年（フ）第４５４号
新潟市中央区鐙３丁目９番22号　Ｓｋｙｈｅｉｇｈｔｓ208号
債務者　内田　邦江
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７３号
長野県小諸市甲2171番地１　ビレッジハウス小諸　１―208
債務者　鈴木　亮一
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第９８号
岐阜県揖斐郡大野町大字上秋108番地２
債務者　竹中建築こと　竹中　和希
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第２６５号
静岡県藤枝市大東町746番地
債務者　鈴木　千春（旧姓　野田）
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７５号
静岡市葵区沓谷４丁目14番26―１号
債務者　安江　欣子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４１３号
静岡県焼津市大覚寺３丁目19番地の５　レオパレスＩＴＯ　106号室
債務者　小澤　　学
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４５２号
静岡県藤枝市高柳３丁目１番３号　シャルム平井202
債務者　杉田　克也
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５２６号
静岡県島田市東町2209番地の２　Ｂ棟　４―205号室、旧住所静岡県焼津市浜当目３丁目１番６号　レオパレスシーブリーズ205号
債務者　長谷川雅也
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０３号
三重県四日市市曽井町1664番地２
債務者　清田　良春
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２０６号
三重県四日市市大宮西町19番22号　レオパレス羽津101、前住所三重県四日市市あさけが丘一丁目１番地72
債務者　福島　　正
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２２２号
三重県四日市市和無田町858番地
債務者　桐坂　和真
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２３１号
三重県四日市市大治田三丁目２番38号　サニータウンＥ２、前住所三重県四日市市大字塩浜171番地１　特定非営利活動法人　きずな
債務者　山下　杉男
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１５号
和歌山県新宮市池田２丁目１番５号
債務者　岡鼻　直子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（フ）第１０９号
鳥取県鳥取市南安長１丁目１番23号　レモンハウスＨ　102号、旧住所鳥取県鳥取市行徳１丁目358番地１　ドゥ・ノエ206号
債務者　藪田　優大
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５２５号
岡山市東区可知五丁目14番地10　ハイツボーヴェル３号室
債務者　三浦　満弘
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４５号
岡山市北区花尻あかね町11番地114　ロイヤルせのお102
債務者　山本　憲二
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５７号
岡山市北区上高田1888番地
債務者　楠本　節子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで　岡山地方裁判所第３民事部